

令和 4 年度

国 の 施 策 及 び 予 算 に
関 する 重 点 事 項 の 提 案

令和 3 年 7 月

名 古 屋 市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、人口 233 万人を擁する大都市であり、2026 年の第 20 回アジア競技大会開催と 2027 年のリニア中央新幹線開業に向けたまちづくりを着実に進めるなど、名古屋大都市圏の中心都市として、圏域のさらなる発展に向けて積極的に取り組んでいます。リニア中央新幹線が大阪まで延伸されると、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が約 1 時間で結ばれ、7,000 万人規模の世界最大の人口を有する巨大経済圏となるスーパー・メガリージョンが誕生します。これにより、観光、産業、地域間連携など幅広い分野で新たな価値が創出され、その中央に位置する名古屋は一大交流拠点となり、さらに中部国際空港二本目滑走路の早期実現によって、その効果は最大限発揮されることが期待されます。

また、新型コロナウイルス感染症に対して、国と地方が総力をあげて対策に取り組む中、本市においても、感染症対策の基本的かつ伝統的な手段である「積極的疫学調査」による丁寧な健康観察等を実施するなど、地を這う努力により感染拡大の防止に努めるとともに、地域経済及び市民生活の支援、子どもたちの教育機会の確保など、市民の雇用と生活を何としても守りきるとの強い決意のもと全力で取り組んでいるところです。

今後も感染拡大防止と社会経済活動の維持及び回復の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を図っていかねばなりません。

さらに、今後の人口減少及び少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化、都市インフラの老朽化、南海トラフ巨大地震への対策も喫緊の課題となっております。

これらの課題に対して、市民に一番身近な基礎自治体である本市が、自らの発想と創意工夫により、責任を持って取組みを進め、解決を図るべきであります。そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その役割に応じて国から地方、特に圏域の中心都市である指定都市へ権限と税財源を一体的に移譲するとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う新たな大都市制度「特別自治市」の創設が必要不可欠であります。

こうした真の分権型社会が実現するまで、当面、国の施策として行っていたきたい事項や国の協力を必要とする事項について、本書のとおりご提案させていただきます。

令和 4 年度の国の施策及び予算編成に関し、ここに取りまとめた提案事項の実現により、本市は国の掲げる成長戦略、子どもを産み育てやすい社会や地方創生の実現等に寄与し、圏域のみならず日本全体をけん引していくことができるものと考えておりますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 7 月

名古屋市長 河 村 たかし

提 案 項 目 一 覧

1	地方税財源の充実確保	1
2	特別自治市の創設等	3
3	新型コロナウイルス感染症対策の充実	5
4	リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化	7
5	地域強靱化に向けた防災対策	11
6	施設の老朽化対策	15
7	安心して生活できる福祉・医療体制の充実	17
8	子どもの健やかな育ちの支援	19
9	教育行政の充実	23
10	名古屋城（名城公園）の整備	25
11	なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備	27
12	堀川の総合的な整備	28
13	名古屋圏道路ネットワークの整備等	29
14	名古屋港の整備	31
15	中部国際空港二本目滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現	33
16	スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実	35
17	プラスチック等のリサイクルに係る拡大生産者責任の強化	37
18	アジア競技大会の開催に対する支援	38

1 地方税財源の充実確保

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 国・地方間の税源配分の是正

- ・国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の關係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

(2) 地方交付税の改革等

- ・地方交付税総額については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。特に、新型コロナウイルス感染症を契機として経常的に見込まれる財政需要については、歳出特別枠を設けるなど必要な財政措置を講ずること。
- ・地方財源不足の解消は、臨時財政対策債ではなく、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。

<提案の背景>

真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。

(国・地方間の税源配分の是正)

現状における国・地方間の税の配分は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた税の実質配分は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分と

なるよう地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の關係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。もとより、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

さらに、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

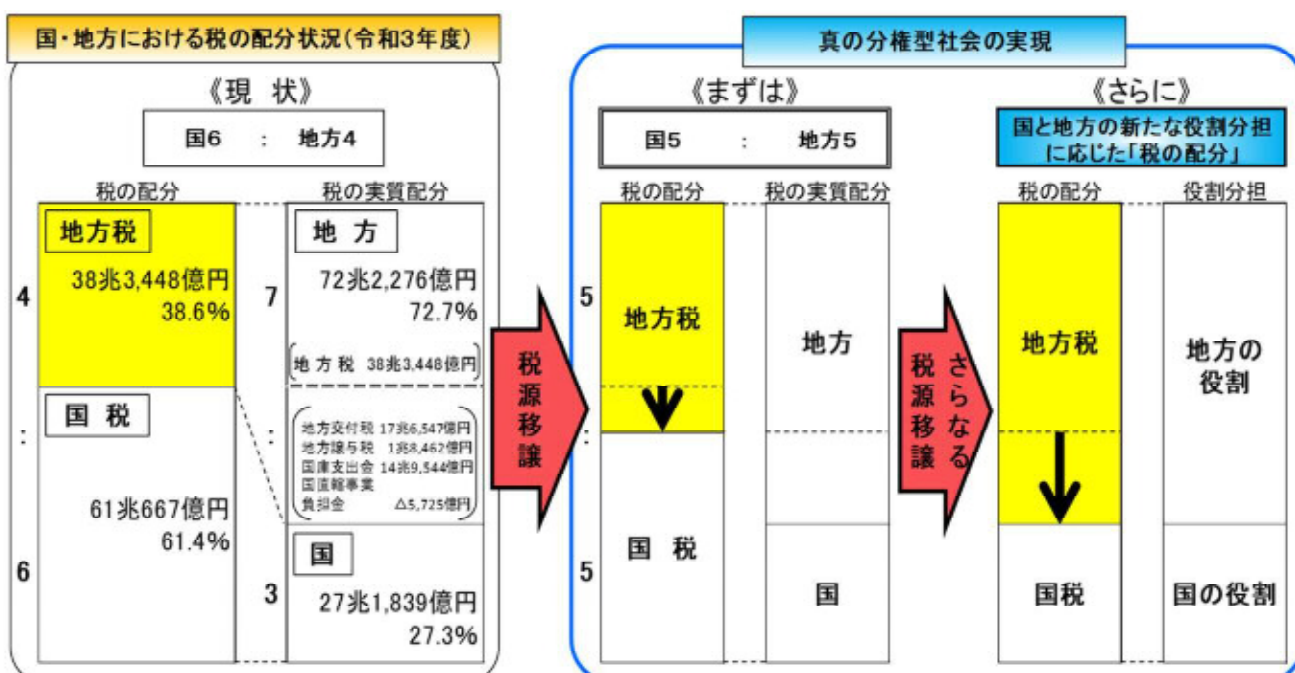
（地方交付税の改革等）

地方交付税については、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでなく、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。特に、新型コロナウイルス感染症を契機として経常的に見込まれる財政需要については、歳出特別枠を設けるなど、必要な財政措置を講ずるべきである。

また、地方財源不足の解消は、臨時財政対策債を速やかに廃止し、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。

さらに、臨時財政対策債の元利償還金については地方交付税措置となっているが、償還時に不交付団体である場合には地方税で償還することとなるため、財政力が高い団体に相対的に多く配分されている臨時財政対策債の配分方法を見直すべきである。

国・地方間の税源配分の是正



2 特別自治市の創設等

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 特別自治市の創設

- ・圏域における連携を推進し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする新たな大都市制度として「特別自治市」を創設すること。

(2) 大都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- ・ふるさと納税制度について、大都市の財政に大きな影響を与えていることなどから、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを行うこと。

<提案の背景>

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当地域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されている。こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしい大都市制度の創設が必要である。

(特別自治市の創設)

圏域における連携を推進し、自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営が可能となるよう、事務・権限の移譲を可能な限り進めるとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」を創設すべきである。

(大都市税源の拡充強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市へ移譲される場合に必要な財源についても、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

さらに、ふるさと納税制度については、返礼品を目的とした寄附により大都市の財政に大きな影響を与えていることなどを踏まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを行うべきである。

～名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方～

大都市を取り巻く状況	名古屋大都市圏を取り巻く状況	指定都市制度の問題点
・少子化・高齢化に伴う人口構造の変化 ・交流人口の増加 ・価値観・ライフスタイルの多様化 ・公共施設老朽化に伴う保全・更新費用の増加	・リニア中央新幹線の開業 ・南海トラフ巨大地震発生に対する懸念等 ・圏域を取り巻く厳しい経済環境 ・広域的な取組みに対するニーズの高まり	・特例的・部分的な事務配分 ・大都市が担う事務、役割に対応できていない税財政制度

基本理念

「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざす

基本的な視点

圏域全体をけん引	行財政面における自主・自立	地域ニーズへのきめ細かな対応
----------	---------------	----------------

基本的な方向性

圏域における自治体連携の推進	「特別自治市」の創設
◆当圏域の自治体との連携を推進し、強い大都市圏の形成をめざす。 ◆当圏域の中心都市として連携の核となり、強力なリーダーシップを発揮する。	◆市域内において地方が行うべき事務を本市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設する。 ◆地域ニーズにきめ細かく対応するため、住民自治の充実を図る。 ◆大都市に求められる役割や特有の行政需要に対応した新たな税財政制度を構築する。

～大都市税源の拡充強化～

大都市特有の財政需要	道府県に代わって行政サービスを提供
●法人需要・インフラ需要 - 企業活動支援 - 道路整備 - 下水道整備 など ●都市的課題から発生する需要 - 生活保護費 - 保育所関係経費 - ホームレス対策費 など	●地方自治法に基づくもの - 児童福祉 - 食品衛生 - 土地区画整理事業 など ●その他法令に基づくもの - 国・道府県道の管理 - 定時制高校人件費 - 衛生研究所 など

税源移譲により大都市税源の拡充強化が必要

3 新型コロナウイルス感染症対策の充実

(内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 感染拡大防止対策の強化

- ・積極的疫学調査を確実に実施できるよう、広報等を行うとともに、保健所の体制強化等に必要な支援策を講ずること。
- ・無症状者に対する幅広いPCR検査が実施できるよう、必要な支援策を講ずること。
- ・保育士や教職員を含むエッセンシャルワーカーが、ワクチンを優先接種できるよう、効果的な供給を行うこと。
- ・国産ワクチンの研究開発の促進、国内での生産体制の強化について、国の責任において推進すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、大都市に対して継続的かつ重点的な措置を講ずること。

(2) 事業者等への支援

- ・ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化を見据えた、継続的・積極的な経済対策を講ずること
- ・継続的な観光需要の喚起に必要な財政措置を講ずること。
- ・訪日外国人旅行者の受入環境整備に必要な措置を講ずること。
- ・公共交通事業者について、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等整備に必要な財政措置を講ずること。

(3) 避難所における感染症対策

- ・避難所における感染症対策に係る物資等の配備に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

保健所が実施する「積極的疫学調査」は、感染症対策の基本的かつ伝統的な手法であり、いわゆる感染経路不明の場合においても、健康観察者等を特定することができ、新たな感染拡大の予防や医療提供体制の維持につながる有効な手段である。本市では、職員が地を這う努力で行うこの調査を、感染症対策の一丁目一番地と位置づけ、体制整備等を行ってきた。

また、本市では、令和2年度に市内の金融機関と連携した「ナゴヤ信長徳政プロジェクト」を立ち上げ、低金利かつ経営状況に応じて金融機関が柔軟に対応する大規模な融資制度を国の緊急経済対策を活用して創設した。同制度においては、融資実績が6,700億円を超えるなど、多くの事業者にご活用いただくことで、地域経済を下支えしてきた。

（感染拡大防止対策の強化）

積極的疫学調査による感染拡大防止の効果を最大限に発揮するためには、住民の協力が不可欠であることから、国において調査の実効性を高めるための積極的な広報・啓発を行うとともに、規模を縮小することなく、調査を確実に実施することが重要と考えられることから、業務を担う保健所の体制強化等に必要な支援策を講ずるべきである。

また、無症状者に対する幅広いPCR検査については、国において、事業スキームを構築した上で制度化を図るとともに、必要な財政措置を講ずるべきである。

さらに、保育士や教職員を含めたエッセンシャルワーカーの優先接種を確実に実施する必要があることから、効果的なワクチンの供給を行うこと。

加えて、国産ワクチン等の研究開発を行う研究機関・企業等に対して重点的な支援を行うほか、国内でのワクチンの生産体制の強化について、国の責任において推進する必要がある。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域経済や住民生活に最も身近な市町村が臨時的な感染拡大防止対策等を行うため、令和3年度及び令和4年度においても措置するとともに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に対して重点的に配分するべきである。

（事業者等への支援）

国においては、地域を支える中小企業等の実情を把握し、事務手続きの簡素化や相談体制の強化等を図るとともに、継続的・積極的な経済対策を講ずるほか、縮小している消費を回復・活性化させるために実施する消費喚起策への助成等、効果的な施策を講ずるべきである。

また、地域における観光関連産業の回復・反転攻勢としての取組みは、短期集中的なものにとどまらず、海外からの観光需要の回復も見越した長期的な支援が必要であることから、令和4年度以降の継続的な支援が必要とされるとともに、海外需要も視野に入れた観光需要喚起事業に対し、必要な財政措置を講ずるべきである。

さらに、訪日外国人旅行者の受入環境整備については、制度の要件緩和や財源の継続的な確保などの支援が必要である。

加えて、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等の整備を行う公共交通事業者に対し、必要な財政措置を講ずるべきである。

（避難所における感染症対策）

避難所における感染症対策として必要な物資等については、今後も継続的に配備を行っていくことから、必要な財政措置を講ずるべきである。

4 リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化

(内閣府、国土交通省)

【提案内容】

- (1) 名古屋駅のスーパーターミナル化の推進
- ・スーパー・メガリージョンによる効果の最大化と広域的拡大を図るため、アクセス性の向上・総合交通結節機能の強化など名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた取組みについて、社会資本整備の重点施策として強力に推進すること。
 - ・整備には相当規模の投資が必要であり、時機を失せず着実に進めるため、国際競争力の強化及び国土強靱化の観点から、国家的プロジェクトとして重点的かつ特別な財政措置を講ずること。
- (2) リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援
- ・名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図るため、高速道路出入口及び渡り線の追加に取り組んでおり、リニア中央新幹線開業に向け早期に整備を行う必要があることから、有料道路事業としての必要な財政支援を行うこと。

＜提案の背景＞

リニア中央新幹線の開業が令和9年に迫る中、開業によって出現するスーパー・メガリージョンの効果を最大限に発揮させるためには、名古屋駅の乗換利便性の向上や都市機能強化が必要である。

(名古屋駅のスーパーターミナル化の推進)

世界的なものづくり圏域の中心に位置する名古屋駅のスーパーターミナル化は、世界最大級のスーパー・メガリージョンの効果を広域的に拡大し、我が国の国際競争力強化へ繋げていくものであり、また、リニア中央新幹線と東海道新幹線との二重系化による国土強靱化の加速化に資するものである。さらに、新たな人の流れや地域間の交流を支え、持続可能な地域社会の形成や経済成長の基盤となる事業である。

現在、リニア中央新幹線名古屋駅においては用地取得が進展し、令和3年1月には全工区の工事契約が締結されるなど建設工事が本格的に進んでいる。

本市においても名古屋駅前広場（東側）において、まちに開かれた「ウォーカブルな広場」の整備に向けて工事に着手したところであり、令和3年度からスーパーターミナル化に向けた整備を、関係事業者などとともに地域一丸となって本格的に進めていく予定である。また、民間プロジェクトとの連携や支援など、都市機能の強化や防災性の高い空間の確保、まち

のにぎわい創出及び歩行者アクセスの改善などにも鋭意取り組んでいる。

名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた整備には相当規模の投資が必要であり、「リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金」を活用し財源対策に取り組んでいるところであるが、時機を失せず着実に事業を推進するためには、さらなる財源の確保が必要である。

人口7,000万人を超えるスーパー・メガリージョンの大動脈の結節点である名古屋駅において、その効果を最大限に発揮させるために、社会資本整備の重点施策として推進することが不可欠であり、名古屋駅の交通結節性や災害レジリエンスの強化を推進していくための補助制度の創設・拡充など、特別な財政措置を講ずる必要がある。

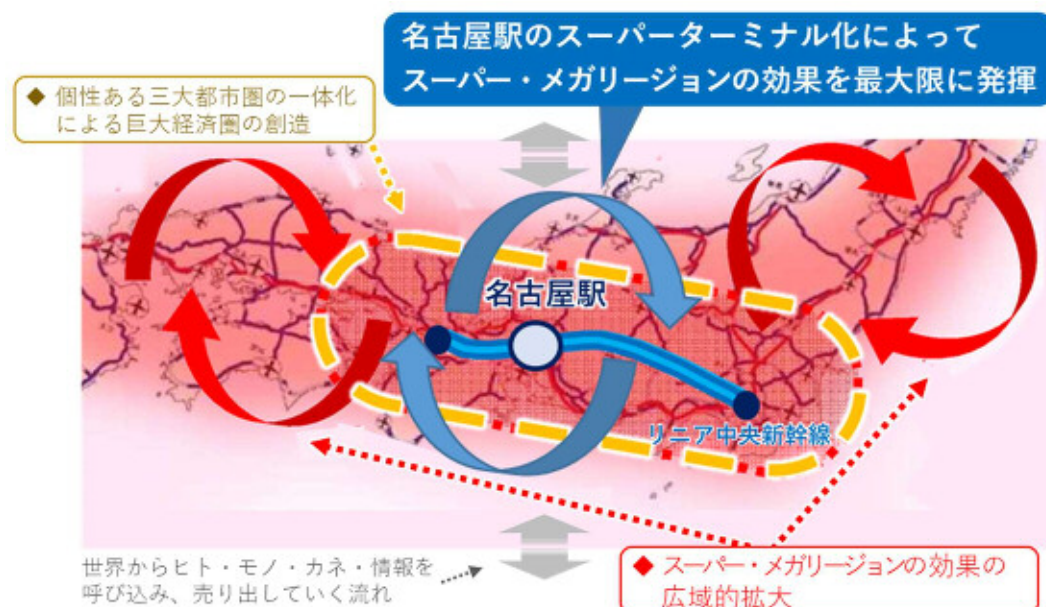
(リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援)

名古屋高速道路の名古屋駅周辺のランプは、栄・伏見地区を向いた出口配置であり、名古屋駅へ向かうにはUターンや迂回を伴う利用となっている。また、都心環状線の合流部等では朝夕を中心に渋滞が発生している。さらに、再開発の進展などにより交通量の増大が見込まれている。

これらに対応し、リニア中央新幹線の速達性の効果を広域的に波及させるためには、高速道路出入口及び渡り線を追加し、名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図る必要がある。

黄金出入口のフルインターチェンジ化及び新洲崎JCTにおける出入口新設については令和2年度に事業化しており、栄地区における出入口新設及び丸田町JCTにおける渡り線追加については、令和3年度に事業化の予定である。これらについて、早期の整備を図るため、無利子貸付金など有料道路事業としての財政的な支援が必要である。

スーパー・メガリージョンの形成



名古屋駅の都市機能強化

スーパーターミナル化

リニア駅周辺の面的整備

- ・広場の整備
- ・道路の再配置



凡例
ターミナルスクエア
周辺地域との連携

名古屋駅駅前広場周辺の再整備等

- ・乗換利便性の向上
- ・総合交通結節機能の充実・再編
- ・防災性の高い空間の確保
- ・名古屋の象徴的な空間形成

ささしまライブ24地区・
名駅南地区へのアクセス
改善等の推進

多様な人々が交流し、まちに開かれた「ウォーカブルな広場」

【現状】



令和3年3月工事に着手!!

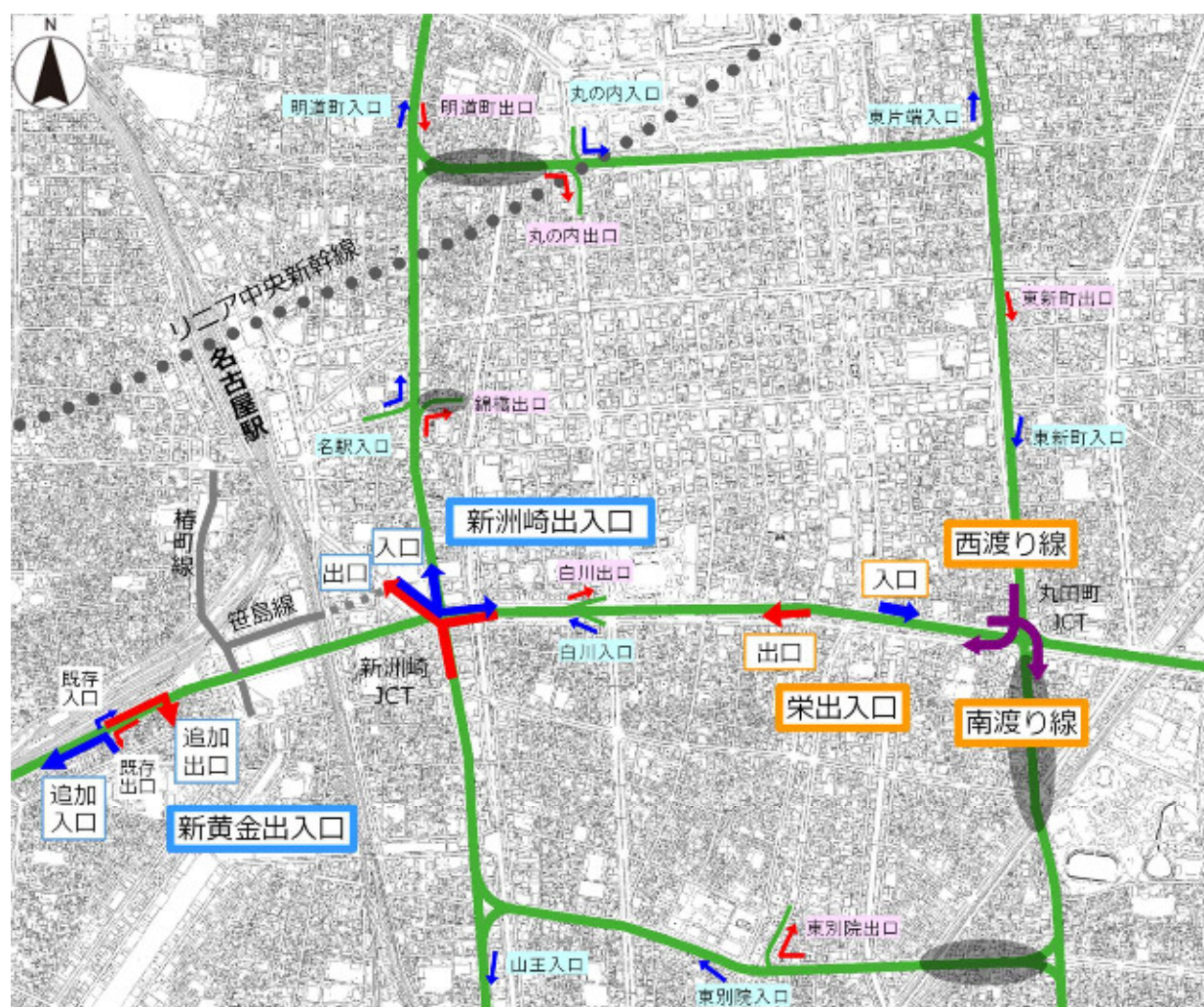


【将来像】



名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上

- ・黄金出入口のフル I C 化による駅西側とのアクセス強化、新洲崎 JCT における出入口新設による駅東方面とのアクセス性向上を図る。
- ・名古屋駅周辺の改善だけでなく、栄地区における出入口新設並びに丸田町 JCT における西渡り線及び南渡り線追加により、都心環状線の渋滞解消、名古屋駅へのよりスムーズなアクセス性向上、名古屋駅から中部国際空港を始めとする南方面へのアクセス性向上及び都心部における自動車の集中緩和を図る。



(注) 出入口の名称については仮称

：渋滞箇所

5 地域強靱化に向けた防災対策

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 災害に強いまちづくり

ア 震災対策

- ・ 緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 建築物の耐震対策や市設建築物の天井脱落対策に必要な財政措置を講ずるとともに、民間住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すること。

イ 豪雨対策

- ・ 治水上特に重要な国直轄河川庄内川を始め、愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。
- ・ 堀川、山崎川、戸田川などの本市管理河川の改修事業やリニア中央新幹線開業を控え、名古屋駅周辺を含む下水道の浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。
- ・ 樹木・堆積土砂に起因する洪水氾濫を防止するため、必要な財政措置を講ずること。

(2) 災害対応力の向上

- ・ 防災活動拠点の機能維持に必要な非常用発電機設置に財政措置を講ずること。
- ・ 帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、必要な支援策を講ずること。
- ・ 名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るため、基幹となる広域防災拠点の早期整備や必要な財政措置を講ずること。
- ・ 水防法改正に伴う想定し得る最大規模の浸水想定区域を踏まえた避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。

＜提案の背景＞

本市は世界有数のものづくりの中核圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海拔ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。

本市では、国土強靱化地域計画に基づき防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところであるが、令和２年度には、災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえて「名古屋市地域強靱化計画」を改定するとともに、「名古屋市災害対策実施計画」に新たな事業を追加するなど本市の強靱化施策の充実と加速を図っている。

（災害に強いまちづくり）

〔震災対策〕

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、港湾、公園、上下水道等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。また、死傷者数や経済的な被害を減らすため、民間建築物、市営住宅始め市設建築物の早期の耐震対策や市設建築物における天井脱落対策が必要である。さらに、民間住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すべきである。

〔豪雨対策〕

国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、近年頻発化・激甚化する豪雨に対し、流域治水への転換を図ることにより、事前防災・減災対策の加速化が求められている。国直轄河川庄内川では、特に枇杷島狭さく部における特定構造物改築事業について、県道枇杷島橋の架替えの早期完成を目指すとともに、ＪＲ新幹線橋りょう、ＪＲ東海道本線橋りょうの架替えにも早期着工する必要がある。また、愛知県管理河川の改修事業を推進するとともに、本市管理河川の改修事業や下水道の浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

ついては、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」や緊急浚渫推進事業債等の制度を活用し、必要な財源を確保する必要がある。

（災害対応力の向上）

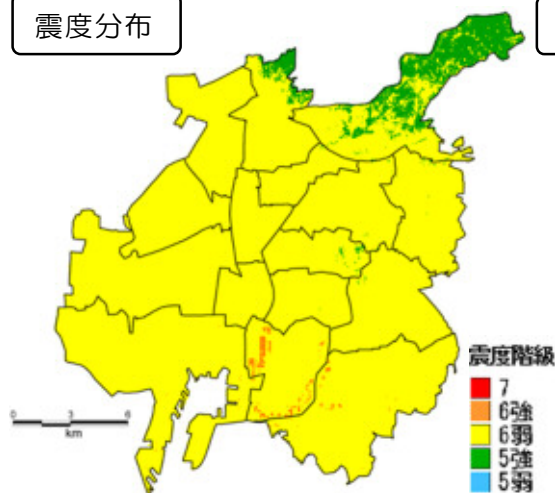
都心部における駅周辺の帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、備蓄物資購入に対して財政措置や退避施設に係る固定資産税の軽減を講ずるとともに、施設管理者の損害賠償責任が及ばない制度の創設等の支援策を講ずる必要がある。

また、広域にわたる大災害時に、基幹となる広域防災拠点として、名古屋港については国による早期の整備を行う必要があるとともに、名古屋空港（豊山町・青山地区）については県による早期整備が検討されていることから、必要な財政措置を講ずる必要がある。

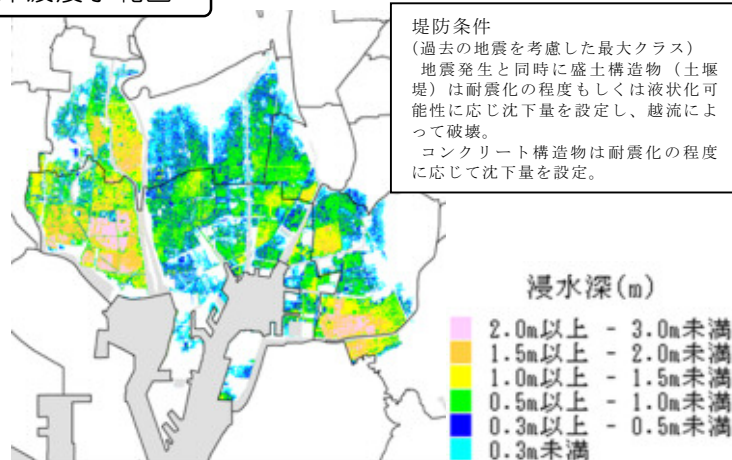
さらに、水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の浸水想定区域が公表されていることから、これを踏まえた市民の避難対策などを推進する必要がある。

南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布



津波浸水範囲



名古屋市災害対策実施計画（平成31年3月策定）

■趣旨・目的

～誰もが安心して暮らせる減災都市名古屋～

名古屋市防災条例に掲げる「自助」「共助」「公助」の理念を念頭に置き、市民・事業者等とも協働して本計画に掲げた対策を推進することで、災害発生時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児、外国人を含む全ての人が安心して暮らせるまちの実現をめざします。

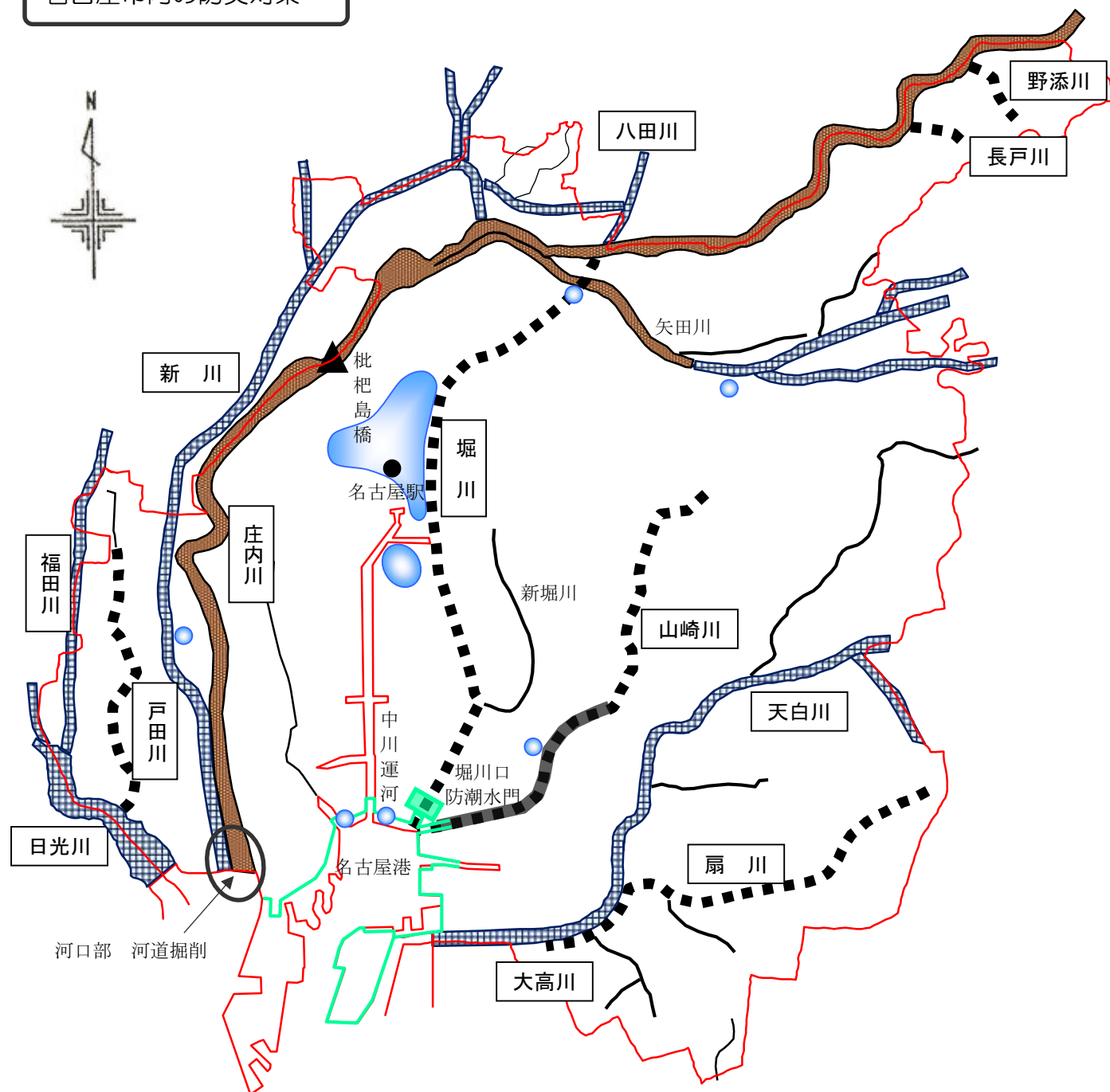
■計画目標（関連部分抜粋）

指 標	現状値 (2018 年度末)	目標値 (2023 年度)
耐震補強実施橋りょう数	事業中 7 橋	完了 9 橋※1
耐震改築実施橋りょう数	事業中 1 橋	完了 1 橋※1
電線類の地中化実施路線数	事業中 3 路線	完了 2 路線
緊急輸送道路の整備箇所数	事業中 3 箇所	完了 2 箇所
震災に強いまちづくり方針において避難地として計画された公園のうち整備済み箇所数	事業中 9 箇所 完了 161 箇所	事業実施 11 箇所 完了 163 箇所
山崎川堤防の耐震化延長	4,500m	9,200m
みずプラン 32 における配水管の更新及び耐震化延長	314km	510km※2
みずプラン 32 における下水管の改築及び耐震化延長	135km	225km※2
対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策の実施施設数	13 施設	45 施設
民間再開発事業による帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数	8 地区	10 地区
堀川の整備率	40%	48%

※1、2021 年度の目標値

※2、みずプラン 32 の目標年度は 2020 年度

名古屋市内の防災対策



凡		例	
	国直轄河川 (▲は枇杷島地区特定構造物改築事業)		下水道の浸水対策事業
	県管理河川		河川堤防の耐震対策事業
	広域河川		
	海岸保全施設 (防潮壁等)		

※提案内容より治水・港湾事業を中心に抜粋

6 施設の老朽化対策

(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 公共土木施設

- ・道路施設、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

(2) 市設建築物

- ・義務教育施設や市営住宅などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市の保有する学校・市営住宅などの市設建築物は、昭和40年代から60年代を中心に、道路・河川・公園などの公共土木施設は、昭和30年代から集中的に整備されてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となる施設の増加が見込まれている。

今後も人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共施設を健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、施設の長寿化による経費の抑制と平準化とともに、市設建築物について、保有資産量の適正化を図る必要がある。

(公共土木施設)

道路橋、横断歩道橋、道路舗装、道路照明などについては、維持管理計画に基づく点検結果を活かした「予防保全型」維持管理を推進している。今後も適切な維持管理を持続的に実施するため、十分かつ継続的な財政措置が必要である。

河川のポンプ施設については、維持管理計画に基づいた整備・更新を今後も持続的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、交付金の対象に小規模な河川排水機場や地域排水ポンプ所を加えるなど要件緩和を行い、さらなる制度の拡充が必要である。

公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新を進めるために、十分かつ継続的な財源の確保を図るとともに、建築物及び公園橋の点検・修繕等にも財政措置を講ずるなど、さらなる制度の拡充が必要である。

また、公共施設等適正管理推進事業債は、令和3年度までの時限措置となっていることから、今後も適切な維持管理を持続的に実施するため、時限措置でなく、恒久的な措置が必要である。

下水道施設については、一斉に改築時期を迎えており、改築に対して適切な国費負担が得られない場合、下水道施設の老朽化対策が十分に進められず、汚水流出や道路陥没の発生、下水処理機能の停止など、社会経済活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。下水道の公共的役割・社会的

影響を踏まえ、国における責務の観点から、下水道施設の改築に対して、必要な財源の確保とともに、適切な負担が必要である。

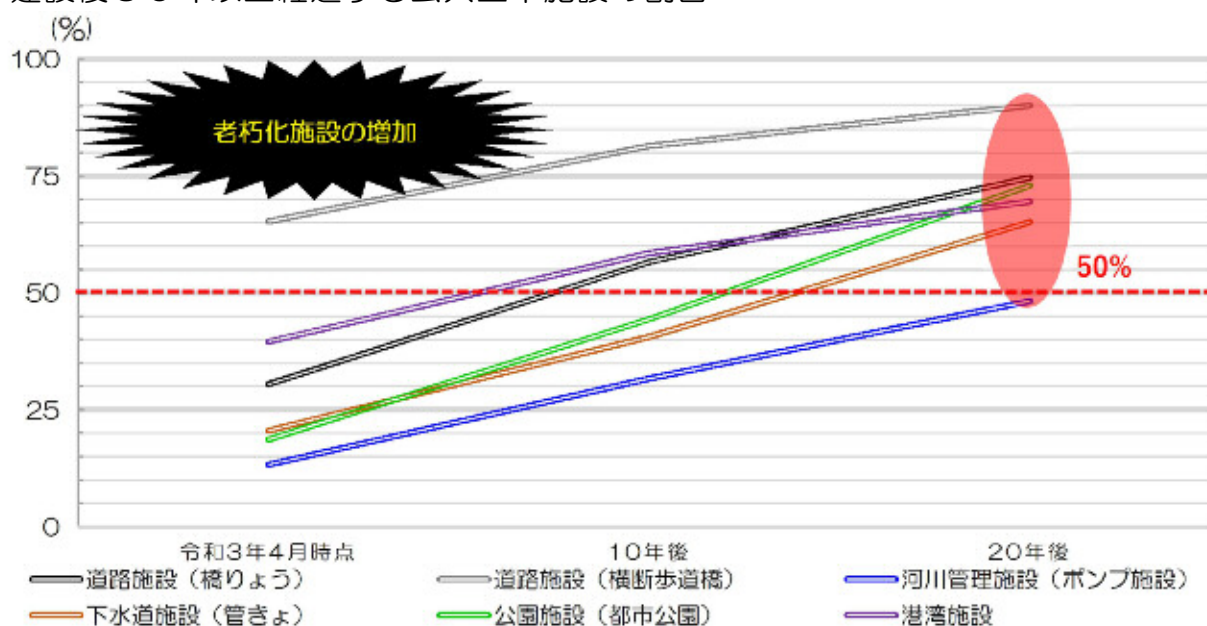
港湾施設については、予防保全の観点から計画的な維持管理に取り組むため、引き続き財政措置が必要である。

（市設建築物）

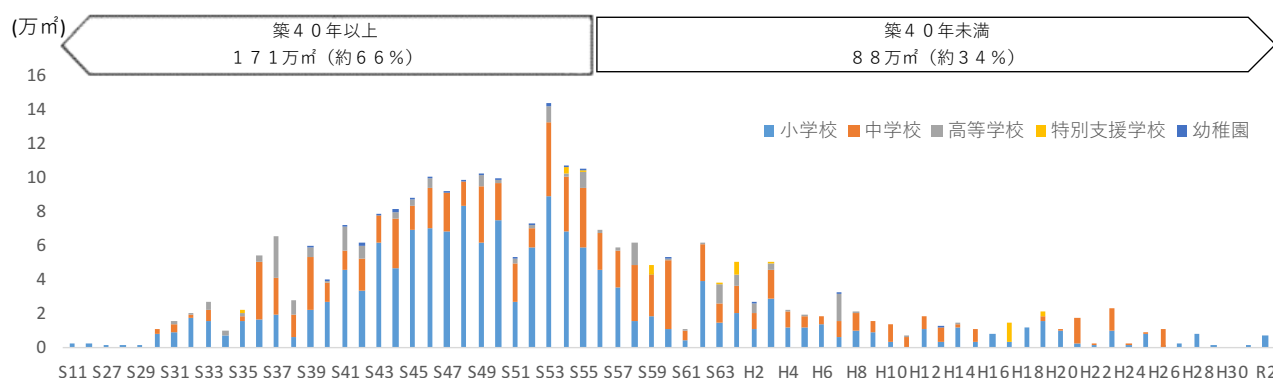
義務教育施設などについて、本市においては、築40年を経過した校舎等が6割を超えており、「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」を策定し、経費の抑制と平準化を図りつつ、施設の長寿命化に取り組むとともに、トイレ改修や空調設備の整備により、児童生徒の安心・安全・快適な学校生活の確保に努めている。計画的な改修を推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、補助単価を引き上げるほか、施設のバリアフリー化の促進や小学校における35人学級編制導入に係る整備などに対するさらなる制度の充実が必要である。

また、市営住宅についても、築40年を経過した住宅の管理戸数が5割を超えており、「名古屋市営住宅等アセットマネジメント実施方針」を策定し、持続可能で安定的な管理運営を行うとともに、住宅ストックの長寿命化を進めている。長寿命化に資する管理や改善を計画的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保が必要である。

建設後50年以上経過する公共土木施設の割合



義務教育施設等の建築年度別の延床面積



7 安心して生活できる福祉・医療体制の充実

(厚生労働省)

【提案内容】

(1) 粒子線がん治療の推進

- ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すること。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。

(2) 地域医療体制の確保

- ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図ること。

(3) 介護保険制度の円滑な実施

- ・看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れることができるよう、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

(粒子線がん治療の推進)

これまでの診療報酬改定によって小児腫瘍、骨軟部腫瘍、頭頸部悪性腫瘍、前立腺がんに対する陽子線治療等、一部の粒子線がん治療に対し健康保険が適用された。陽子線を含む粒子線がん治療は、患者の経済的負担が大きいことから、誰もが正しく治療を受けられるよう、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すべきである。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すべきである。

(地域医療体制の確保)

救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、医療機関にとって不採算であり、また、医師を始めとする医療従事者の負担が大きく、体制を維持することが難しくなっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、救急外来の休止や救急搬送困難事案の増加など、救急医療にも大きな影響が生じているほか、受診患者数の減少や感染症対策への負担増などから医療機関の経営が悪化している。

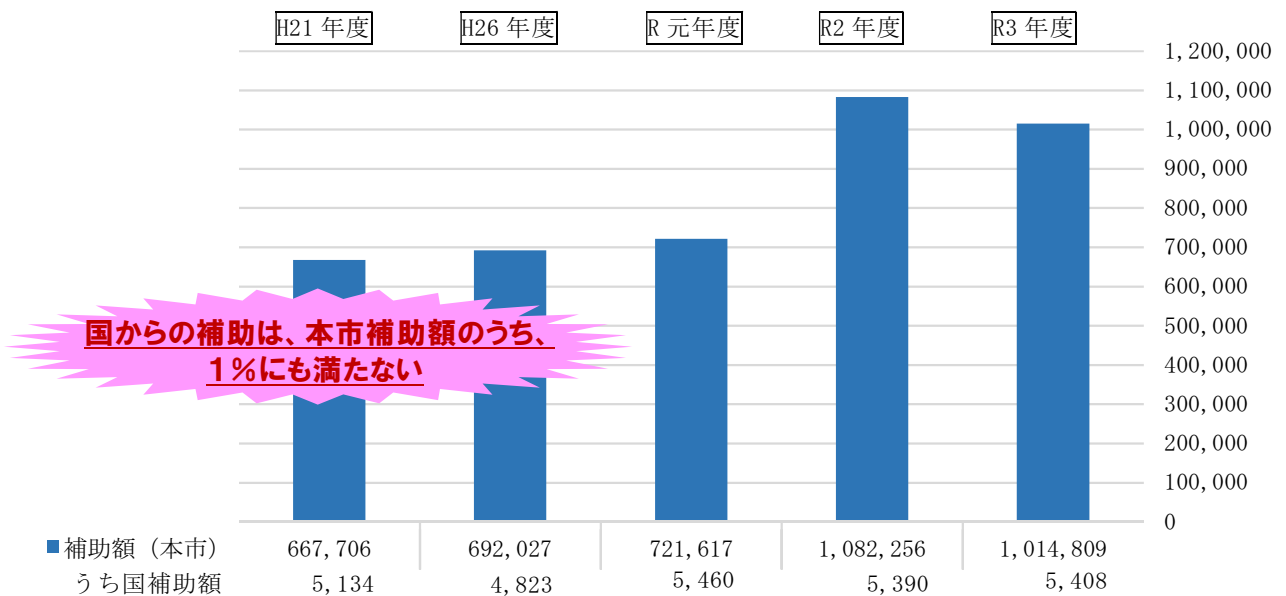
本市では、救急医療などの地域医療体制を確保するため、医療機関への補助を行っているが、今後も引き続き、地域医療体制を維持していくためには、国においても診療報酬のさらなる充実や運営費助成の拡充を図るべきである。

(介護保険制度の円滑な実施)

平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となったことで、医療的ケアが必要な入所者の割合が増加し、人材確保が困難な中、看護・介護職員の負担が大きくなってきているとともに、医療的ケアが必要な利用者の受入れも年々厳しい状況となっている。

平成30年度の介護報酬改定で看護職員等の夜間配置について加算が上乗せされたが、令和3年度の改定においては、加算の創設、上乗せ等の評価はされておらず、看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れるには十分ではないため、さらなる財政措置を講ずるべきである。

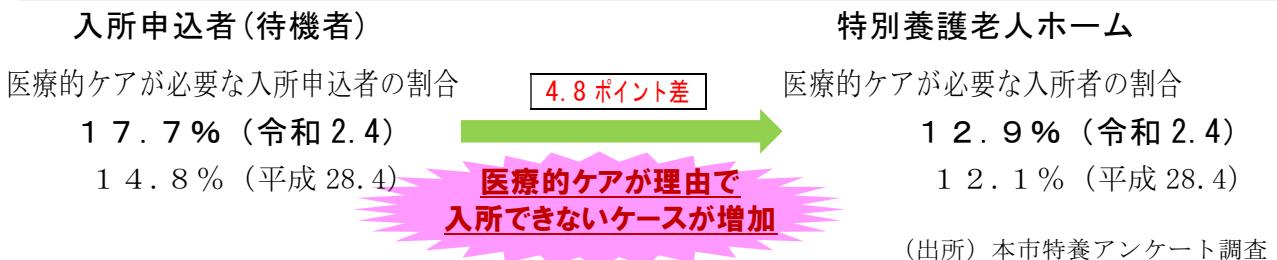
救急医療体制運営費助成の推移



※国からは、県の地域医療介護総合確保基金を通じて補助

※H21～R2年度は決算額、R3年度は当初予算額（千円）

医療的ケアが必要な利用者の特別養護老人ホーム受入れが厳しくなっている



“医療対応型” 特別養護老人ホーム

- (要件1) 医療的ケアが必要な入所者を30%以上
 - (要件2) 看護職員を24時間配置
 - (要件3) 医療機関を併設
- 医療機関と特養の連携

看護職員の24時間配置
にかかる運営費を
市独自財源により補助

8 子どもの健やかな育ちの支援

(内閣府、厚生労働省)

【提案内容】

(1) 「子ども・親総合支援」の推進

- ・さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援するとともに、子どもたちが課題や困難に直面しても夢や希望を持って将来に向かって生きる力を育むための支援を発達段階に応じて行う「子ども・親総合支援」を推進するため、財源措置などを講ずること。

(2) 保育所等利用待機児童対策の推進

- ・運営期間の賃借料加算について、単価を引き上げるなどの拡充を図ること。また、都市部における保育所等への賃借料等支援事業について、補助要件の緩和を図ること。

(3) 放課後児童健全育成事業の充実

- ・子どもの安心・安全な居場所を確保するには、放課後児童支援員の安定かつ継続した雇用が必要となることから、放課後児童支援員等処遇改善等事業について、基準額を引き上げること。
- ・放課後児童健全育成事業所の設置場所確保のため、事業実施期間中に係る土地借料を補助の対象とすること。

<提案の背景>

本市では、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指しており、大都市特有の状況に応じたさらなる次世代育成支援策を推進していくことが必要である。

(「子ども・親総合支援」の推進)

子どもが自死に至るような悲しい事件が二度と起きない、一人の子どもも死なせないまちの実現に向け、本市では、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の保障をはかる第三者機関として「子どもの権利擁護機関」を設置・運営している。併せて、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親の家庭を支援員が訪問し、信頼関係を構築しながら対象者の特性やニーズに応じて相談支援を実施するほか、キャリアの専門家が学校に常駐し、小学校から高等学校までの子どもが将来について考えるた

めの情報や機会を提供するなど、早い段階から問題を予防し、子どもたちが夢や目標を持ってライフプランを描くことができるような開発的支援を行う「子ども・親総合支援」に取り組んでいる。

未来を担う人材の育成は将来への投資と捉え、子どもや若者、子育て世代を全力で応援し、子どもや親を総合的に支援する必要があるため、財源措置などを講ずるべきである。

（保育所等利用待機児童対策の推進）

本市における国の調査要領に基づく待機児童数は令和3年4月1日現在において8年連続で0人を実現した。しかし、今後も保育所等の利用申込児童数の増加が見込まれるため、賃貸物件によるスピード感のある保育所等整備を進め、開設後は基本的な給付である公定価格によって安定的に運営を支援することが待機児童対策上必要である。そのためには、公定価格の賃借料加算の単価を引き上げるとともに、指定都市の単価の適用区分を都道府県と別に定めることにより、より実勢に適合した単価とすべきである。また、運営期間に対する支援として、平成29年度に賃借料が公定価格の賃借料加算額と著しく乖離する場合の補助が創設され、令和元年度には開設年度に限り補助要件が緩和されたが、開設2年目以降も同様の取扱いとすべきである。

（放課後児童健全育成事業の充実）

近年、女性の就業率が上昇しており、昼間、就労等で保護者がいない家庭の児童の居場所として、放課後児童健全育成事業の果たす役割が大きくなっている。さらに、国の示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言下においても原則として開所を要請するとされており、その役割はますます大きくなっている。

このような中、令和2年度に放課後児童健全育成事業所の待機児童数について調査したところ、21名いたことが判明しており、子どもの安心・安全な居場所の確保を進める上で、放課後児童支援員及び放課後児童健全育成事業所の設置場所の確保が課題となっている。放課後児童支援員の給与は、全産業の平均や保育士と比べても低く、人材確保に繋げるためには、放課後児童支援員等処遇改善等事業の基準額の引き上げが必要である。

また、放課後児童クラブにおける土地借料は新たに事業を実施する場合の初年度に限り、工事契約日以降から開所するまでの期間について補助の対象とされているが、土地借料は建物の賃借料と同様に継続して発生するものであることから、設置場所の確保及び放課後児童クラブの負担軽減のためには、事業実施期間中の土地借料についても補助の対象とすべきである。

子ども・親総合支援

すべての子どもたちへ

子どもの目の前の進路にとどまらず、将来の針路を応援し、子ども自身が自分で、職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう、発達段階に応じた支援を行う

さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親へ

「いじめ」「不登校」「ひきこもり」「発達障害」「学業」「内申点」「就職」「貧困」「虐待」「病気」等、様々な複合的な困難に対して総合的・包括的に、かつそれぞれの対象者を個別的に支援する

子どもの権利を保障するために

子どもの権利を広く保障する機関を設置する

全国的にも先進的な、主な取組み

学校におけるキャリア支援

- 学校にキャリアコンサルタントの資格を有する専門家が常駐（R3年度：30校）
- 子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せるよう支援を実施
 - ・ライフキャリアに関する出前授業、個別相談
 - ・保護者への講演会、個別相談
 - ・職業体験授業のコーディネート等

家庭訪問型相談支援事業

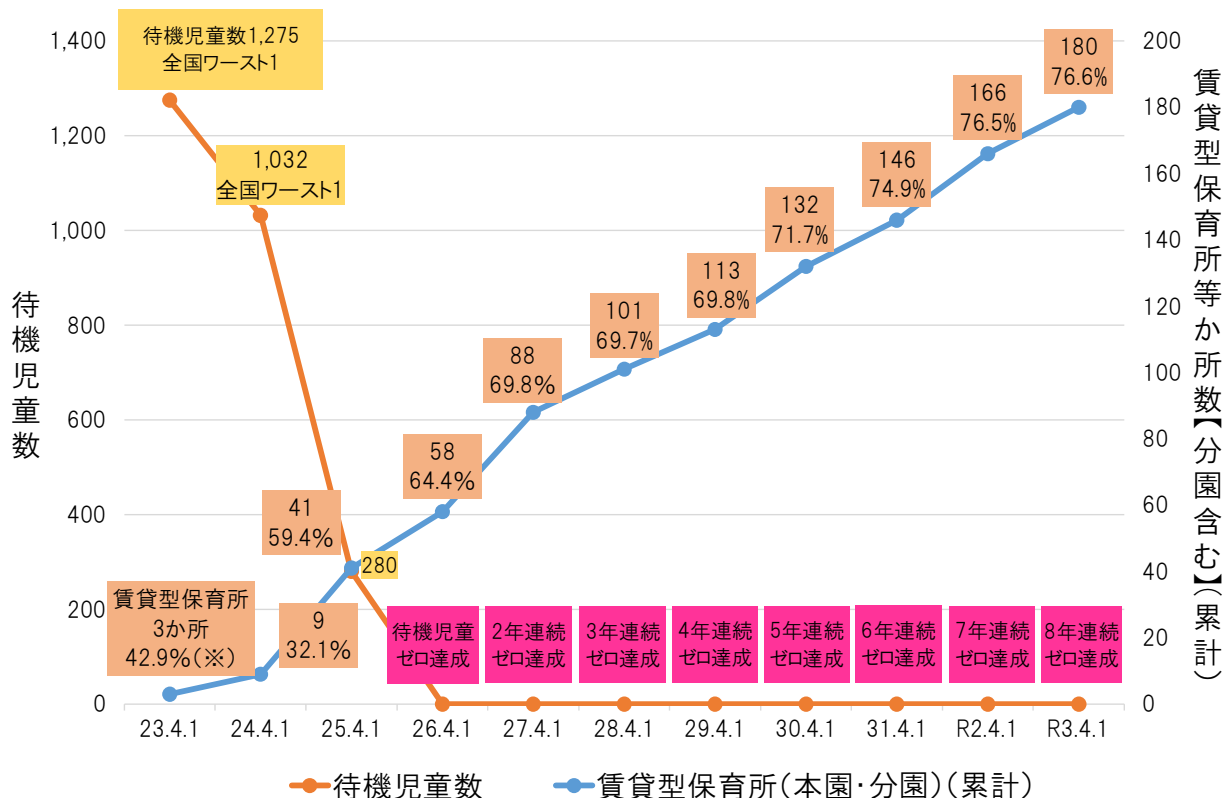
- 不登校や成績などのさまざまな悩みを抱える子どもや親に対して、総合的・包括的に支援を実施
 - 自宅等に支援員が訪問し、寄り添いながら悩みを聞き、不安等を軽減することで、子どもが将来の針路に意欲を持てるようになるための支援を実施
- 【R2年度実績】支援対象者数 765人
訪問支援回数 18,122回

子どもの権利擁護機関

- 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利を広く保障する第三者機関としての「子どもの権利擁護機関」を設置
- ※令和2年1月14日開設

【R2年度実績】実相談件数 314件
延相談件数 2,242件

待機児童数と賃貸型保育所か所数について



運営期間における公定価格の賃借料加算の拡充に係る提案

(月額・千円)

提案内容	定員60人・賃借料月額1,000の場合			
	国 403 (1/2)	県 202 (1/4)	市 202 (1/4)	法人負担
	公定価格の賃借料加算807 (a地域単価適用 (@8.1) + 単価増額 = @13.45)			193

(月額・千円)

現状	定員60人・賃借料月額1,000の場合				
	国 114 (1/2)	県 57 (1/4)	市 57 (1/4)	国 386 (1/2)	市 193 (1/4)
	公定価格の賃借料加算 228 (c地域 単価 @3.8)		都市部における保育所等への賃借料支援事業 579 ((賃借料－賃借料加算) × 3/4)		法人負担 193

- ・建物賃借料が賃借料加算の額の3倍を下回る施設は補助対象外。
- ・補助対象となっている施設でも、待機児童対策のための定員超過受け入れや定員拡大を行うと、補助対象から外れることがあり、不安定な面を有する。

公定価格賃借料加算の加算額の区分に係る提案

指定都市の
区分を新設

実勢に応じた
単価に見直し

提案内容	区分		都道府県	指定都市	都市部における額 (千円)
	a地域	標準	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	名古屋市	現行単価8.1 ×60人=486
		都市部			
	b地域	標準	静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県		現行単価4.4 ×60人=264
		都市部			
	c地域	標準	宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・石川県・ 長野県・愛知県・三重県・和歌山県・鳥取県・岡山県・ 広島県・香川県・福岡県・沖縄県		現行単価3.8 ×60人=228
		都市部			
	d地域	標準	北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・ 富山県・福井県・山梨県・岐阜県・島根県・山口県・ 徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県		現行単価3.4 ×60人=204
		都市部			

現状	a地域の指定都市及びc地域の名古屋市に係る住宅地平均価格(千円/㎡) (R3.1.1時点地価公示)	
	a川崎273.0 > a横浜231.6 > aさいたま206.7 > c名古屋187.3 > a相模原161.6 > a千葉121.9	

9 教育行政の充実

(文部科学省)

【提案内容】

- (1) 「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進
 - ・画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善に取り組み、すべての子どもたちに対し、一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適化された学び（個別化・協働化・プロジェクト型学習）」を提供するため、財政措置などの支援策を講ずること。
- (2) 「なごや子ども応援委員会」の支援
 - ・専門職員を常勤で置く「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置を講ずること。
 - ・学校における心理や福祉などの専門家の法的な位置付けを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。
- (3) 教職員定数の充実改善及び外部人材の活用
 - ・多様な教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図ること。
 - ・教職員定数の安定的な確保等のため、加配定数の基礎定数化を拡充すること。
 - ・部活動指導員や外国語指導助手、スクール・サポート・スタッフなどの外部人材を活用する施策について、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。

（「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進）

本市では、令和元年度から、モデル実践校において民間教育研究機関との連携を図りながら、画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善に取り組んでいるところであり、個別最適化された学びを幼稚園から高等学校まで、すべての子どものもとへ広げていくことを目指している。令和2年度からは、こうした本市の教育改革の取組みを「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」とし、授業改善の実践校を拡充しているところである。

すべての子どもたちに対し、一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適化された学び（個別化・協働化・プロジェクト型学習）」を提供するための本市の教育改革の取り組みは、全国の公教育への展開も期待される先駆的事業であり、財政措置などの支援策を講ずるべきである。

（「なごや子ども応援委員会」の支援）

本市では、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、スクールカウンセラー等の専門家を常勤職員として採用し、子どもの将来の針路を応援する「なごや子ども応援委員会」を運営しており、令和2年度の相談等対応件数は延べ37,211件、対象となる子どもの実数では5,878人に上っている。令和3年度においては、常勤スクールカウンセラー等の全市立中学校への配置に加え、専門職出身の主任を増員し、スタッフの指揮・指導・育成などの運営体制を強化するとともに、より効果的な支援体制とするため、AI等の活用を見据えたビックデータの基盤となる電子カルテの作成に取り組んでいるところである。

専門職員を常勤で置く本市の「なごや子ども応援委員会」制度が、より高度かつ普遍的なものとなるよう、より一層の財政措置を講じ、この制度をモデルとした事業が全国的に展開されるようにするべきである。

併せて、心理や福祉などの専門家を学校等において必要とされる標準的な職として、法令上明確にする必要がある。

（教職員定数の充実改善及び外部人材の活用）

日本語指導や通級による指導が必要な児童生徒への支援、いじめや不登校への対応、教員の多忙化解消等の多様な教育課題に対応し、児童生徒へのきめ細やかな質の高い教育の実現及び小学校5・6年生の教科担任制の導入のためには、教職員定数の充実が必要である。また、教職員定数の安定的な確保等のため、少人数指導や少人数学級、小学校専科指導等に係る指導方法工夫改善加配の基礎定数化を拡充すべきである。

さらに、部活動指導員などの外部人材をより一層活用するため、補助単価の引上げや補助制度の活用上限年数の撤廃、外部委託の活用など、さらなる制度の充実が必要である。

教職員定数の充実改善及び外部人材の活用

多様な教育課題

・日本語指導 ・通級指導 ・いじめ・不登校 ・小学校5・6年生の教科担任制 ・教員の多忙化 等	教職員定数の充実	日本語指導、通級指導、児童生徒支援、小学校専科指導、事務等の教職員定数の充実
	基礎定数化の拡充	指導方法工夫改善加配のさらなる基礎定数化
	外部人材の活用	部活動指導員、外国語指導助手、スクール・サポート・スタッフなどの活用

10 名古屋城（名城公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

- ・ 本丸搦手馬出周辺石垣の修復や名勝二之丸庭園の整備を始めとした文化財の保存活用及び復元模写された本丸御殿障壁画の表具工事に対し、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値を伝えるとともに、その魅力を一層高め、後世に継承すべく、文化財の保存活用を順次進めているところである。

戦災により焼失した天守閣は昭和34年に再建しているが、現在、豊富な史資料に基づく天守閣の木造復元については、現状変更許可取得に向けた各種調査等を行っている。同じく戦災により焼失した本丸御殿は平成30年に上洛殿等を公開したほか、同年、金シャチ横丁の第一期開業を迎えたところである。

現在、約4千石に及ぶ本丸搦手馬出周辺石垣の解体修復や藩主が居住した御殿の庭園としては日本有数の規模を誇る名勝二之丸庭園の整備などの取組みを進めているところである。

（名古屋城（名城公園）の整備）

特別史跡名古屋城跡の価値を伝えるとともに、その魅力を一層高め、後世に継承すべく、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」に基づき、石垣修復事業の早期完了や名勝二之丸庭園の保存整備、重要文化財である旧本丸御殿障壁画の保存修理、復元模写された障壁画の表具工事を着実に進め、文化財の保存活用等に一層努めていく必要がある。

名古屋城の整備の現状

名勝二之丸庭園の保存整備

提案先：文化庁

事業の種類：歴史活き活き!史跡等総合活用整備

工期：平成 25 年度～

現状：文化財庭園としてふさわしい庭園となるよう、保存整備を実施中



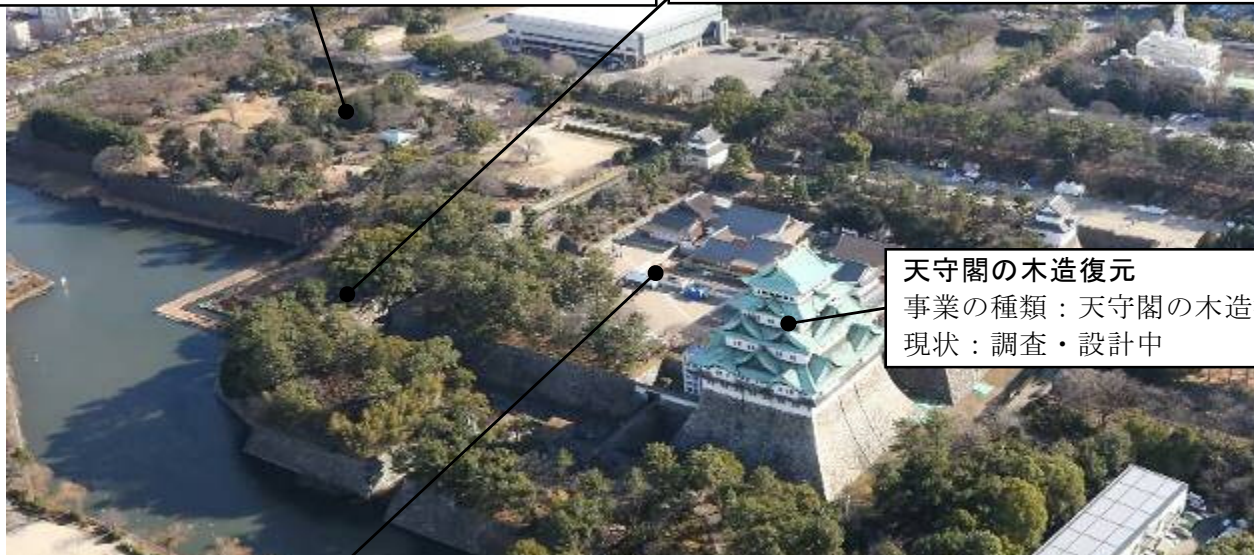
本丸搦手馬出周辺石垣等の早期修復

提案先：文化庁

事業の種類：歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業

工期：昭和 45 年度～

現状：解体を完了し、積み直しに向けた設計を実施中



天守閣の木造復元

事業の種類：天守閣の木造復元

現状：調査・設計中



本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提案先：国土交通省

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業

工期：平成 24～令和 11 年度

現状：復元模写制作事業の継続に伴い、完成した復元模写を本丸御殿に貼り込む表具工事を実施中

旧本丸御殿障壁画保存修理

提案先：文化庁

事業の種類：文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）

事業期間：昭和 61 年度～

現状：天井板絵等の保存修理を実施中

金シャチ横丁第二期整備

事業の種類：芝居小屋風多目的施設及び近世武家文化等の展示施設の整備

現状：施設整備に向けた調査等を実施中

名古屋城表二の門等の大規模修理

事業の種類：表二の門・附属土堀等の解体修理

現状：耐震診断を実施。現在、大規模修理に先立ち、雁木に係る資料調査等を実施中

二之丸地区の基本調査

事業の種類：整備構想の策定に向けた調査等

現状：整備構想策定に向け発掘調査等を実施中

1 1 なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備

（国土交通省）

【提案内容】

- ・ 東部市街地に残る貴重な森を保全・再生するとともに、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市東部に位置する「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園及び平和公園にまたがる約400haもの面積を有する森である。この森は、本市を代表する緑の拠点であるとともに、昭和10年の開園以来、親しまれてきた市民の貴重な財産となっており、次世代に向けて守り育てていく必要がある。

（なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備）

本市では、東山の森を保全し、次世代につなげていくために「東山動植物園再生プラン」に基づき、市民との協働等による森の保全・再生を進めるとともに、動植物園では、魅力的な展示施設や園路・広場等の整備により、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでいる。これらの事業を着実に推進するために財政措置を講ずる必要がある。

主な事業内容

森の保全・再生



市民協働による森づくり

動植物園の再生



『お花畑』の整備イメージ

1 2 堀川の総合的な整備

(国土交通省)

【提案内容】

- ・ にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心における貴重な水辺空間として、さまざまな市民活動に利用されている。一方、近年、頻発化・激甚化する豪雨に対応するため、事前防災・減災対策の加速化が求められているとともに、過去には護岸の崩壊が発生するなど老朽化も懸念されている。

こうした中、リニア中央新幹線開業に向けて、名古屋駅や周辺の再開発が進んでおり、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。

(堀川の総合的な整備)

堀川において、舟運の活用などによるさらなるにぎわいづくりを進めるため、庄内川からの導水等の維持用水確保や下水道分流化の推進等による水質浄化など、良い水辺環境の創出を図るとともに、従来から整備してきた松重、洲崎地区に加え、名古屋駅や名古屋城に近い五条橋地区においても河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。

堀川総合整備の基本方針

【にぎわいづくり】



水辺空間の活用

【水質浄化】



維持用水の確保
(庄内川からの導水)

下水道分流化の推進等

【治水対策】



護岸改修と河道掘削

1 3 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 自動車専用道路網の高いサービス水準の維持

- ・名古屋環状2号線専用部の全線開通により、名古屋高速道路と一体となって形成された自動車専用道路網の高いサービス水準を持続的に提供していくため、償還満了後における維持管理のあり方について検討を行うこと。

(2) 幹線道路等の整備

- ・選択と集中で進めている笹島線、東志賀町線（水分橋）などの道路・橋りょうの整備やボトルネック踏切の除却を行う名古屋鉄道名古屋本線（桜駅～本星崎駅間）連続立体交差事業及び小幡5号踏切道改良計画事業の推進に必要な財政措置を講ずること。
- ・渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討を進めている国道23号（十一屋交差点～宝神交差点間）について、引き続き検討を進めるとともに、必要な整備に早期着手すること。
- ・名古屋環状2号線専用部の全線開通に引き続き、一般部の暫定2車線区間の4車線化を進めること。

<提案の背景>

本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。

(自動車専用道路網の高いサービス水準の維持)

名古屋環状2号線専用部が令和3年5月に全線開通したことにより、名古屋高速道路と一体となって、迂回分散機能を発揮し、速達性・定時性が高まるなど信頼性の高い道路網が形成された。自動車専用道路網の高いサービス水準を維持するため、将来にわたって適切な維持修繕・更新を実施することが必要である。

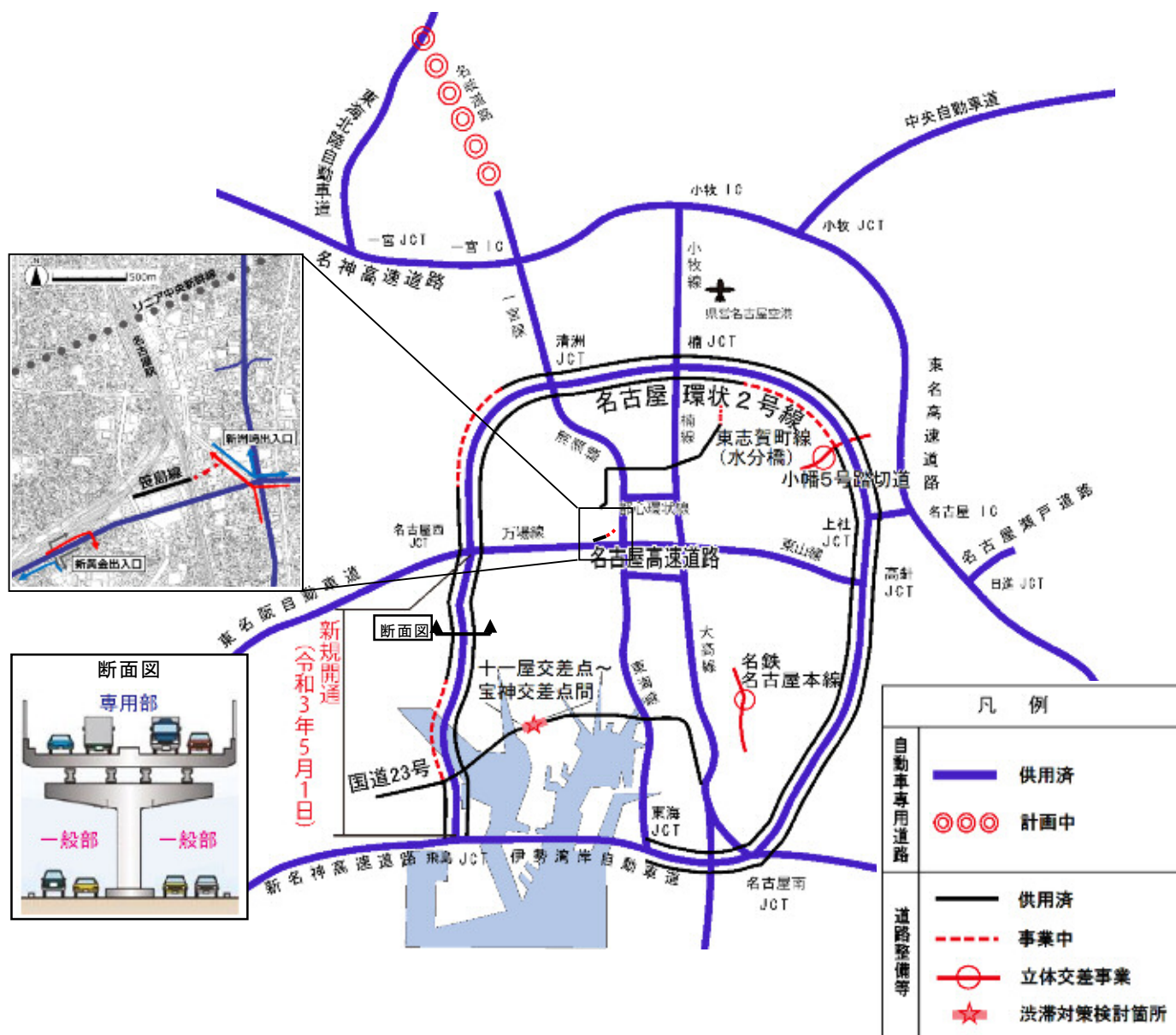
(幹線道路等の整備)

安全で円滑な移動を支える都市基盤の形成のため、道路ネットワークの強化に資する道路や橋りょうの整備、踏切道における渋滞解消等に資する

鉄道の立体交差化などによる、道路交通の円滑化や避難動線の確保が必要不可欠である。

また、国道23号十一屋・宝神交差点間は交通量が多いことに加え大型車の割合も高いため、右折専用レーンの延伸などの対策が実施されてもなお慢性的な渋滞が発生している。そのため、渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討が進められているが、当該区間は、沿道環境や名古屋港の物流交通円滑化等の視点からも一刻も早い渋滞解消が求められる。

さらに、名古屋環状2号線及び周辺道路での交通渋滞の緩和等を図るため、ボトルネック部分である一般部の暫定2車線区間の4車線化が必要である。



1 4 名古屋港の整備

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 国際競争力のある港湾の形成

- ・我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成に向け、高付加価値を産み出す中部のものづくり産業を物流面で支え、生産性向上を支援する「国際産業戦略港湾」として国際競争力を強化するため、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化、金城ふ頭における完成自動車取扱機能の強化に対する重点投資を図ること。
- ・港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂の新たな処分場整備を推進するとともに、必要な措置を講ずること。

(2) 港湾の防災機能の一層の強化

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における重要インフラの機能確保のため、金城ふ頭耐震強化岸壁の整備、海岸保全施設（防潮壁等）の防災機能の強化について、必要な財政措置を講ずること。
- ・堀川口防潮水門の防災機能の強化を図るため、必要な措置を講ずること。

(3) 人々に親しまれる港づくり

- ・中川運河に魅力のある水辺空間を形成するため、水質改善に向けた取り組みや緑地整備、運河改良について、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、海上輸送網の構築、物流空間の形成及び防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。

(国際競争力のある港湾の形成)

名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾である。今後、生産性向上による日本経済の活性化とさらなる成長に向け、高付加価値を産み出す基幹産業・次世代産業である自動車関連産業、航空機産業等の中部のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めることが求められており、そのためには、それぞれの貨物取扱機能

また、新たな土砂処分場については、中部国際空港沖公有水面埋立事業を推進するとともに、その将来的な利活用を見据え、適切な役割のもと、整備を進める必要がある。

当地域は、南海トラフ巨大地震の被害想定において深刻な被害を受ける可能性が示された。また、激甚化・頻発化する高潮・高波・暴風による被害などの災害に屈しない強靱な国土づくりを推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に位置付けられた施策を重点的かつ集中的に進める必要がある。

環境にやさしく、夢・うるおい・にぎわいのある港づくりに向け、都心と一体となった水辺に親しめる空間形成が求められており、そのためにも港と都心を結ぶ中川運河の再生を進める必要がある。

中部国際空港沖公有水面埋立事業

区画	面積 (ha)
西Ⅰ工区	約40
西Ⅱ工区	約60
西Ⅲ工区	約90
西Ⅳ工区	約70
南Ⅴ工区	約60

図中、中部国際空港の公有水面埋立事業の概要を示す。主要な工事区域は西Ⅰ～Ⅳ工区と南Ⅴ工区に分類される。また、北支線・北幹線の運河改良も計画されている。

1 5 中部国際空港二本目滑走路の整備を始めとする機能強化の 早期実現

(国土交通省)

【提案内容】

- ・ 滑走路のメンテナンス時間の確保、将来的な大規模改修への対応、リダンダンシー機能やグローバルな交流のさらなる充実のため、地域と連携して二本目滑走路の整備を始めとする空港の機能強化に向けた調査検討を進めるとともに、必要な措置を講ずること。
- ・ 旅客のV字回復やさらなる増加に向けて、航空需要拡大の取組みを一層推進するとともに、引き続き、中部国際空港への道路・鉄道等のアクセスの充実に取り組むこと。

<提案の背景>

中部国際空港は、2005年の開港から17年目を迎え、国際拠点空港として、我が国の航空輸送発展の一翼を担い、モノづくりを中心に我が国の経済をけん引する中部地域の重要な社会インフラとして、国内外のヒト・モノの交流に大きく貢献している。こうした中、国土交通省が計画している「中部国際空港沖公有水面埋立事業」については、2021年5月25日に埋立てが承認され、2021年度の工事着手が見えてきたところであり、将来的に二本目滑走路として活用可能な埋立地の整備が、円滑に進むことを期待しているところである。

今後、リニア中央新幹線の開業に伴い形成されるスーパー・メガリージョンの効果を最大限発揮させるためには、二本目滑走路の整備を始めとする機能強化は必要不可欠である。

(中部国際空港二本目滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現)

中部国際空港では、2019年度の旅客数は1,260万人、発着回数は11.2万回となり、いずれも過去最高を更新した。一方、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれも過去最低を記録したものの、中長期的には、航空需要が確実に伸びていくことが見込まれており、国が2030年に目標とする訪日外国人旅行者数6,000万人を達成するためにも、二本目滑走路の早期実現が必要である。

また、滑走路が一本である現状においては、滑走路等のメンテナンス時間の確保や将来的な大規模改修への対応が困難である。スーパー・メガリージョン形成を見据え、社会・経済活動のグローバルな交流を支える国際

拠点空港としての役割を十分に発揮していくためにも二本目滑走路は必要不可欠である。

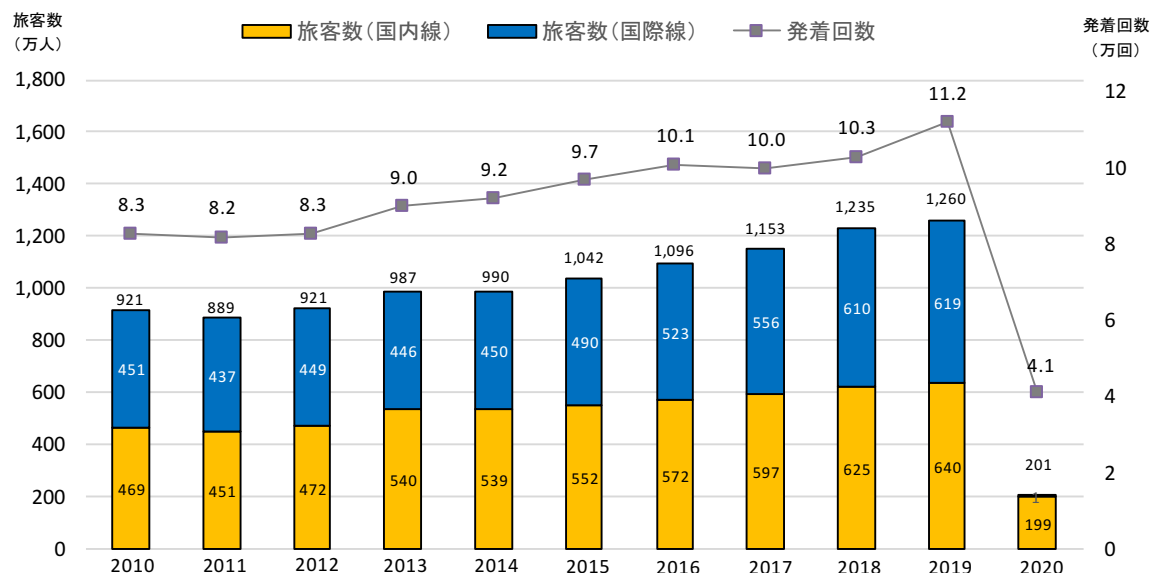
さらに、当地域は首都圏と関西圏の間に位置し、道路・鉄道・港湾などの広域的な交通、物流ネットワークの結節点であることから、中部国際空港が社会インフラとしてリダンダンシー機能を持つことは、国土強靱化の面からも必要である。

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、インバウンドを始めとした旅客のV字回復やさらなる増加に向けて、航空需要拡大の取組みを一層推進するとともに、引き続き、中部国際空港への道路・鉄道等のアクセスを充実させる必要がある。

スーパー・メガリージョンの形成



中部国際空港の利用状況



16 スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実

(内閣府、経済産業省、文部科学省)

【提案内容】

- ・ スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」へのさらなる支援の充実を図ること。
- ・ 「J-Startup」の地域版として当地域が選定する「J-Startup CENTRAL」へのさらなる支援の充実を図ること。
- ・ スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」に選定されている当地域における学生のアントレプレナーシップ教育及びスタートアップ育成へのさらなる支援の充実を図ること。

＜提案の背景＞

本市では、スタートアップによる新産業の創出と当地域の産業のさらなる発展のため、中部経済連合会、名古屋大学、愛知県、浜松市等とコンソーシアムを組成し、スタートアップ・エコシステムの形成を進めている。

令和2年7月には、愛知・名古屋及び浜松地域がスタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」として内閣府から認定されたところである。

現在、内閣府が実施する「スタートアップ・エコシステム形成推進事業」におけるアクセラレーションプログラムや経済産業省が実施する「J-Startup」における各種プログラムにおいて、当地域の有望なスタートアップが参加して集中的な支援を受けているところである。

(スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実)

スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」への支援については、関係省庁において実施されている状況ではあるが、成長への切れ目のない支援を展開するためにも、成長段階に応じたさらなる支援の充実が必要である。

また、経済産業省が実施する「J-Startup」の地域版として、令和3年1月に当地域が独自に選定し、支援している「J-Startup CENTRAL」に対しては、国からの一定の優遇措置が行われているところであるが、当地域のスタートアップの成長を促すためにも、さらなる支援の充実が必要である。

さらに、世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点の形成を目指すためには、学生のアントレプレナーシップのさらなる醸成が必要不可欠であり、当地域の大学における産学官が連携したアントレプレナーシップ

教育に対する支援の拡充や学生スタートアップ育成への支援に加え、小中学生及び高校生へのアントレプレナーシップの醸成に向けた取組みが必要である。

「グローバル拠点都市」及び地域版「J-Startup」へのさらなる支援の必要性



学生のスタートアップ育成への支援並びにアントレプレナーシップ醸成に向けた取組み



17 プラスチック等のリサイクルに係る拡大生産者責任の強化

(経済産業省、環境省)

【提案内容】

- ・ 分別収集・選別保管を含めたりサイクルコスト全てを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の強化を図ること。

＜提案の背景＞

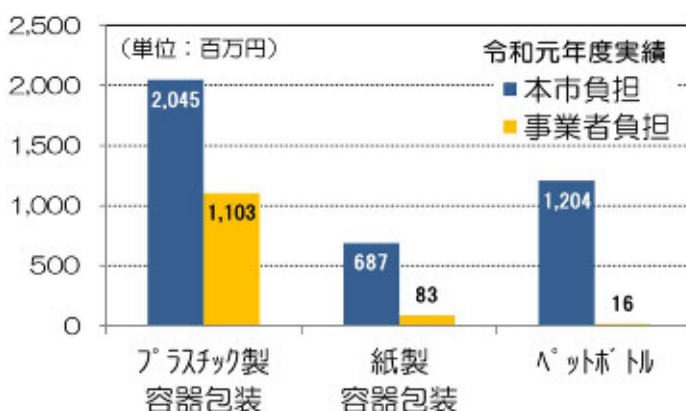
現行の容器包装リサイクル法では、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が自治体の負担となっていることから、市民による分別が進むことで自治体の負担が増大するほか、事業者による発生抑制などの取組みに対する十分なインセンティブが働いていない状況にある。

また、令和3年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」においては、自治体によるプラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えたプラスチックの素材別リサイクルについて掲げられたものの、この制度におけるプラスチック製品の製造・利用事業者の責任のあり方については明文化されていない。

(プラスチック等のリサイクルに係る拡大生産者責任の強化)

プラスチック等のリサイクルに当たっては、拡大生産者責任の強化により、分別収集・選別保管を含めたりサイクルコスト全てを事業者負担とし、事業者による発生抑制などの取組みを促す必要がある。

資源化経費の負担内訳



容器包装リサイクル法の仕組み



出典：環境省ホームページ

18 アジア競技大会の開催に対する支援

(総務省、文部科学省、国土交通省)

【提案内容】

- ・平成30年9月の閣議了解を踏まえ、本大会を東京2020オリンピック・パラリンピックに続く国家的なプロジェクトとして、国の計画等に明記すること。
- ・国との連携を強化し、開催準備を円滑に進めるため、組織委員会等に対し、国の幹部級職員等を派遣すること。
- ・競技会場の整備・改修及び大会運営などに対するスポーツ振興くじ(toto)や宝くじなどによる支援を講ずること。
- ・本大会の開催を国内外で周知するため、国として積極的な広報に努め、機運醸成を図ること。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックに引き続き、本大会で活躍できる選手の育成に努めること。

＜提案の背景＞

心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、豊かで潤いある生活に極めて重要な存在である。

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)は、スポーツ界にとって東京2020オリンピック・パラリンピックの次なる目標となり、アジアとの交流を一層深める、我が国にとって大変意義のある大会である。

(アジア競技大会の開催に対する支援)

平成30年9月の閣議了解を踏まえ、本大会を国家的プロジェクトとして国の計画等へ明記するとともに、国とのさらなる連携強化のために組織委員会等へ対し、国の幹部級職員等の派遣が必要である。

さらに、本市及び愛知県は開催都市として、アスリートファーストの観点を踏まえながら、簡素で質素かつ機能的で合理的な大会とし、国際スポーツ大会の「愛知・名古屋モデル」を作るよう取り組んでいくが、競技会場の整備・改修や大会の運営、輸送対策には多額の経費を要することから、スポーツ振興くじ(toto)や宝くじなどによる国の支援が必要である。

また、大会を成功に導くためには、本大会の開催を国内外で周知するため、国としてもあらゆる機会を捉えた積極的な広報が必要である。

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック以降も引き続き、本大会で日本人選手が活躍できるよう必要な予算を確保し、選手育成に努める必要がある。

なお、日本初となるアジアパラ競技大会についても、日本パラリンピック委員会から2026年開催の要請を受けている。

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)開催概要

〈開催期間〉2026年9月19日から10月4日まで

〈実施競技〉パリオリンピック(2024年)で実施される競技に加え、アジア特有の競技等を実施(40競技程度で調整予定)

〈参加国〉45の国と地域 〈参加者数〉選手団 約1万5千人を想定





J-Startup CENTRAL

愛知・名古屋及び浜松地域は、令和２年７月、内閣府より、
スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」に認定されました。



20th Asian Games
Aichi-Nagoya 2026

名古屋市



この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。